
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 1 号「下川町宿泊研修交流施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今臨時会において、当委員会に付託を受けた、議案第 1 号 下川町宿泊研修交流施設の設置及び管理に関する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、地域商業再生事業として建設している宿泊研修交流施設の設置及び管理について、「地方自治法」第 224 条の 2 第 1 項に基づき、公の施設として条例を制定するものです。

本条例は、第 1 条「趣旨」、第 2 条「設置」、第 3 条「名称及び位置」、第 4 条「指定管理者による管理」、第 5 条「休館日及び開館時間」、第 6 条「使用の許可」、第 7 条「使用の制限」など、14 条からなるもので、附則で施行日、適用日を規定しています。

担当課長などからの説明の下に審査を行いました。

委員からの質問に対して、課長から、「五味温泉、ヨックルなどの利用料金について、平成 30 年度に向け、整合性について検討していきたい。」「営利目的の使用について整理したい。」などの説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決すべきものと決したところがあります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 2 議案第 3 号「下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今臨時会において、当委員会に付託を受けた、議案第 3 号 下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、「地方自治法」第 224 条の 2 第 6 項の規定により、公の施設である下川町宿泊研修交流施設の管理運営を指定管理者により行おうとするものです。

本指定管理者の選定に当たり、公募の結果、1 団体から応募があり、その後、選定委員会での審査を経て、「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」へ指定しようとするものです。

「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」は、五味温泉の管理運営での実績を有し、健全な施設の管理運営を行うことが見込めるものです。

指定期間は、8 月 15 日から平成 32 年 3 月 31 日までとするものです。

担当課長などからの説明の下に審査を行いました。

課長から、「オープンに当たり、一体的に支援していきたい。不測の事態が生じた場合、指定管理者と協議をして対応していきたい。」などの説明がありました。

当委員会として、次の意見を付します。

一つ、指定管理者との契約に当たっては、これまでの経緯、経過を踏まえ、当委員会、議会の意見等を熟考して万全を期すこと。

以上、当委員会の審査の結果、本案は、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 議案第5号「平成29年度下川町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 本臨時会において、委員会に付託を受けた、議案第5号 平成29年度下川町一般会計補正予算（第3号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第3回目の補正予算で、歳入歳出ともに1億2,848万円を追加し、予算総額55億2,145万円とするものです。

今回の補正の要因は、補助採択によるもの、実施設計完了によるもの、地方債補正等によるものです。

審査に当たり、まず総務課長などから、概要書、事項別明細書により説明を受け、その後、所管課長などから詳細説明を受けました。その主な内容について報告します。

まず、議案書 10 ページの第 2 表 地方債補正です。

ストックヤード整備事業債 1,110 万円を、建設等工事に伴い 1 億 3,000 万円に変更するものです。

次に歳出ですが、事項別明細書 4 ページの総務費の企画統計費で、2030 年における持続可能な地域経済社会創造プロジェクト事業採択に伴い、住民ニーズ調査事業費として 120 万円を補正し、当初予算計上 180 万円と合わせ、総事業費 300 万円となります。

本事業採択に伴う事業費として、社会福祉総務費、事項別明細書 5 ページの環境未来都市推進費で関係予算が計上されており、持続可能な地域経済社会グランドデザイン策定事業費、課題解決プロジェクト設計・社会実証事業費などで、総事業費は、当初予算 180 万円を含め 1,126 万円となります。

事項別明細書 5 ページの生活環境費で、埋め立てごみストックヤード建設等工事等で 1 億 1,890 万円が計上されています。鉄骨造平屋建て、延べ床面積 328.5 m²で、8 月に入札を行い、平成 30 年 2 月完成予定です。

歳入については、特に意見等はありませんでした。

以上、当委員会の審査の結果、本補正予算は、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 5 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成 29 年第 4 回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後 3 時 11 分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄大変御多用のところ、本臨時会に御出席を賜り、提案させていただきました議案において審査いただきましたところ、全ての議案をお認めいただき、心より感謝申し上げます。

今後、議決いただいた事案について、しっかりと執行してまいる所存でございますので、変わらぬ御指導を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上をもって、散会とします。御苦労さまでした。